

放送法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正後	改正前						
<p>（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の四の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 246 367 1097"> <tr> <td>会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七</td> <td>法務省令</td> <td>総務省令</td> </tr> </table>	会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七	法務省令	総務省令	<p>（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1153 367 1993"> <tr> <td>会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七</td> <td>法務省令</td> <td>総務省令</td> </tr> </table>	会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七	法務省令	総務省令
会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七	法務省令	総務省令					
会社法第六百七十六条第十二号、第六百七十七条第一項第三号及び第四項、第六百八十一条第一号及び第七	法務省令	総務省令					

<p>号、第六百八十二条第三項、第六百八十四条第二項、第六百九十一条第二項、第六百九十五条第三項、第七百二条、第七百三条第三号、第七百十条第二項第二号（同法第七百十二条において準用する場合を含む。） 、第七百十四條の三、第七百十九條第四号、第七百二十一条第一項、第七百二十二条、第七百二十六条第二項、第七百二十七条第一項、第七百三十一条第一項 及び第三項第二号並びに第七百三十五条の二第三項第二号</p>		
<p>(略) 社債、株式等の振替に関する法律第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条第一項並びに第八十六条の四</p>	<p>(略) 会社法</p>	<p>(略) 放送法施行令第三条において準用する会社法</p>
<p>号、第六百八十二条第三項、第六百八十四条第二項、第六百九十一条第二項、第六百九十五条第三項、第七百二条、第七百三条第三号、第七百十条第二項第二号（同法第七百十二条において準用する場合を含む。） 、第七百十九條第四号、第七百二十一条第一項、第七百二十二条、第七百二十六条第二項、第七百二十七条第一項並びに第七百三十一条第一項及び第三項第二号</p>		
<p>(同上) 社債、株式等の振替に関する法律第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条第一項並びに第八十六条の三</p>	<p>(同上) 会社法</p>	<p>(同上) 放送法施行令第三条において準用する会社法</p>